早明浦ダム周辺水辺利活用促進協議会規約(案)

令和2年●月●日制定

(設置)

第1条 「早明浦ダム周辺水辺利活用促進協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、早明浦ダム周辺で実施している水辺整備事業が、地域の活性化に欠かせない 水辺利活用促進の基盤となるよう、関係機関等の意見を踏まえた計画を推進し、併せて施 設を適切に維持管理していくために必要な協議・情報共有を行うことを目的とする。

(組織の構成)

- 第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。
 - 2. 本協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。

(幹事会の構成)

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
 - 2. 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。
 - 3. 本幹事会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
 - 4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、各種調査・検討等を行うことを目的とし、 結果について協議会へ報告する。
 - 5. 幹事会を進めていくにあたり、表に掲げる構成員以外の者についても、協議会の同意 を得て、オブザーバーとして意見を求めることができるものとする。

(検討事項)

- 第5条 協議会は、次の号に掲げる事項を実施する。
 - 1. 早明浦ダム周辺の水辺整備施設の利活用促進に関すること。
 - 2. 水辺整備施設の維持管理に関すること。
 - 3. その他目的達成に必要な事項。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所調査課に置く。

(その他)

第7条 本規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項については、協議会で定めるものする。

(附則)

第8条 この規約は、令和2年●月●日から施行する。

■協議会

所属・団体名等	
本山町長	
土佐町長	
大川村長	
高知県 土木部 河川課長	
高知県 中央東土木事務所 本山事務所長	
独立行政法人水資源機構 池田総合管理所長	
国土交通省 吉野川ダム統合管理事務所長	

早明浦ダム周辺水辺利活用促進協議会幹事会 名簿 別表 2

■幹事会

所属・団体名等		
本山町	政策企画課長	
土佐町	企画推進課長	
大川村	むらづくり推進課長	
高知県	土木部 河川課 課長補佐	
高知県	中央東土木事務所本山事務所 工務課長	
独立行政	女法人水資源機構 池田総合管理所 副所長(技術)	
国土交通省 吉野川ダム統合管理事務所 副所長		